

# 令和6年度集団指導資料

(一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援)

(サービス編)

久留米市健康福祉部障害者福祉課

## 1. 障害福祉サービス等の支給決定と相談支援の実施

### (1) 障害福祉サービス、障害児通所給付の支給決定期間の設定

サービス	支給決定期間	支給決定期間の終期
施設入所支援 療養介護	3年	① <u>3年の中で最終の誕生月の末日</u> ② 障害支援区分の終期
上記以外の障害 福祉サービス、 障害児通所給付	1年	① <u>1年の中で最終の誕生月の末日</u> ② 障害支援区分の終期 ③ 18才到達日 ④ 65才到達日 ⑤ 標準利用期間満了日
地域移行支援	6ヶ月	
地域定着支援	1年	

### (2) サービス等利用計画の支給決定期間の設定

【サービス等利用計画（案）作成日】～【支給決定期間の終期】として設定する。

### (3) サービス等利用計画のモニタリング月の設定

- a. 障害者等の心身の状況
- b. 障害者等の置かれている環境
- c. 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d. 生活全般の解決すべき課題
- e. 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f. 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g. サービスを提供する上での留意事項

⇒以上を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

また、モニタリング月の設定にあたっては、終期月から遡って設定を行う。

○標準的なモニタリング期間

(令和6年4月改定版 介護給付費等に係る支給決定事務等について 参照)

	対象	標準期間	備考
		R6年度	
1	新規	毎月	支給決定日から3ヶ月間に限る
2	変更により、サービスの種類、内容、量に著しく変動があったもの	毎月	変更後の利用開始日から3ヶ月間に限る
3	障害福祉サービス（療養介護、施設入所支援を除く）、地域定着支援	毎月	障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
			単身世帯又は同居家族等が障害・疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業所等と連絡調整を行うことが困難である者
4	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス支援型に限る）	3ヶ月ごと	上記以外
5	上記以外の障害福祉サービス、障害児通所給付	6ヶ月ごと	上記以外 ※65歳以上で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者→3ヶ月ごと

例) 居宅介護（身体介護）を新規で申請した場合

誕生日：12月

計画（案）作成日：令和6年12月20日

身体介護支給決定：令和7年1月1日～令和7年12月31日

モニタリング予定：当初3ヶ月は毎月、以後6ヶ月ごと

⇒計画支給決定期間・・・令和6年12月20日～令和7年12月31日

モニタリング月・・・令和7年1、2、3、6、12月

※上記はあくまで「標準期間」であり、対象者の状況に応じて柔軟に設定すること。

以下、標準より短い期間で設定するケースの例示

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き支援が必要な者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業所等の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のあるもの
- ・障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要なもの
- ・複数の障害福祉サービス事業所等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児

- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

#### (4) 相談支援の変更・更新

##### (ア) モニタリング期間の変更

利用者の心身の状況や環境の変化、モニタリングの結果により、モニタリング期間に変更の必要がある場合は、給付市町村へ届出を行うこと。

給付市町村は、届出の結果、モニタリング期間に変更の必要があると認めた場合は、受給者証に変更したモニタリング期間を記載するため、届出には受給者証を添付すること。

##### ※久留米市の取扱い

モニタリング月変更の必要がある場合は、お持ちの受給者証と併せて変更申請書の提出をお願いします。受給者証を紛失している場合は、変更内容を反映した受給者証を再交付します。  
なお、モニタリング結果記録は提出不要です (P15⑭※参照)。事業所で保管して下さい。

##### (イ) モニタリングの結果、計画を変更する場合

P 1 2 ⑤以降と同様の流れ。但しモニタリングにより、アセスメントすべき内容を把握できる場合は⑤を省略することができる。

##### ※久留米市の取扱い

モニタリングの時期の変更については、上記 (ア) と同様です。

##### (ウ) 利用者の状況・環境の変化により、モニタリング月以外に計画を変更する場合

P 1 5 ⑤以降と同様の流れになる。

##### ※久留米市の取扱い

計画を変更した場合であっても、その変更に伴うモニタリング時期変更の必要性は、一概に認められるものではなく、個々の案件に応じて検討する必要があります。

計画の変更に伴い、モニタリング時期を変更する必要がある場合は、上記 (ア) と同様です。

##### (エ) 計画の更新

障害福祉サービス等の支給決定期間又は障害支援区分の認定期間の満了に伴い、計画を更新する場合は、P 1 5 ⑤以降と同様の流れになる。

更新による新たな支給決定期間もしくは障害支援区分認定期間の開始日までに、P 1 5 ⑬までの手続きを完了すること。

## (オ) 軽微な変更

利用者等の希望により、サービスを利用する曜日や時間帯、事業者のみを変更する場合は、利用者の希望を踏まえ、P 1 5 ⑪、⑫、⑬と同様の流れ（P 1 5 ⑤から⑩まで省略できる。）となる。

軽微な変更該当するかどうかについては、給付市町村に確認をすること。

### ※久留米市の取扱い

#### ○軽微な変更の具体例

- ア 障害福祉サービス等の提供時間・提供曜日・提供内容の変更
- イ 障害福祉サービス等の利用回数・量が増減するが、支給決定量の範囲内での増減である
- ウ 障害福祉サービス等の提供事業者の変更
- エ 地域活動支援センター・移動支援・日中一時支援の利用など、自立支援給付費の支給対象外のサービスに係る変更であって、支給決定内容が変わらないもの

#### ○計画の変更が必要な場合

- ①介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び障害児通所給付費（特例給付を含め以下「給付費」という。）の支給決定の変更を伴う場合

- 【例】
- ア 家事援助の支給決定時間数が不足、増量が必要
  - イ 日中活動を就労移行支援から就労継続支援 B 型に変更 など

- ②給付費の対象となる障害福祉サービス等を新たに追加した場合

- 【例】
- ア 家事援助に加えて新たに身体介護を追加した

- ③利用者の置かれている環境の変化や計画に規定している包括的な長期目標に変更が生じた場合等、計画を全体的に再検討する必要がある場合

- 【例】
- ア 利用者支援してきた家族が死亡したため、これまで受けてきた家族の支援が期待できなくなり、全体的に大幅な計画変更が必要な場合

## 2. 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の算定

### (1) 報酬告示上の算定基準

#### (ア) サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費

サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費（以下併せて「サービス利用支援費等」という。）下記のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

- ① 利用者の居宅等を訪問し、面接により利用者及びその家族に対してアセスメントの実施すること。
- ② 利用者又はその家族に対し、計画案について説明し、文書により同意を得た上で、計画案を利用者等へ交付すること。
- ③ サービス担当者会議の開催をし、計画案について、サービス担当者に説明し、専門的な意見の徴収をすること。
- ④ 利用者又はその家族に対し、計画について説明し、文書により同意を得た上で、計画を利用者等及びサービス担当者への交付すること。

（平成 24 厚労省告示 125 別表 1）

（平成 24 厚労省告示 126 別表 1）

#### (イ) 継続サービス等利用支援費及び継続障害児支援利用援助費

継続サービス利用支援費及び継続障害児支援利用援助費（以下併せて「継続サービス利用支援費等」という。）については、下記のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

- ① 利用者の居宅等を訪問し、面接により利用者及びその家族に対してモニタリングの実施すること。

※以下は、計画の変更の必要がある場合

- ② 利用者又はその家族に対し、計画案について説明し、文書により同意を得た上で、計画案を利用者等へ交付すること。
- ③ サービス担当者会議の開催をし、計画案について、サービス担当者に説明し、専門的な意見の徴収をすること。
- ④ 利用者又はその家族に対し、計画について説明し、文書により同意を得た上で、計画を利用者等及びサービス担当者への交付すること。

（平成 24 厚労省告示 125 別表 1）

（平成 24 厚労省告示 126 別表 1）

※久留米市の取扱い（(2)の( )について）

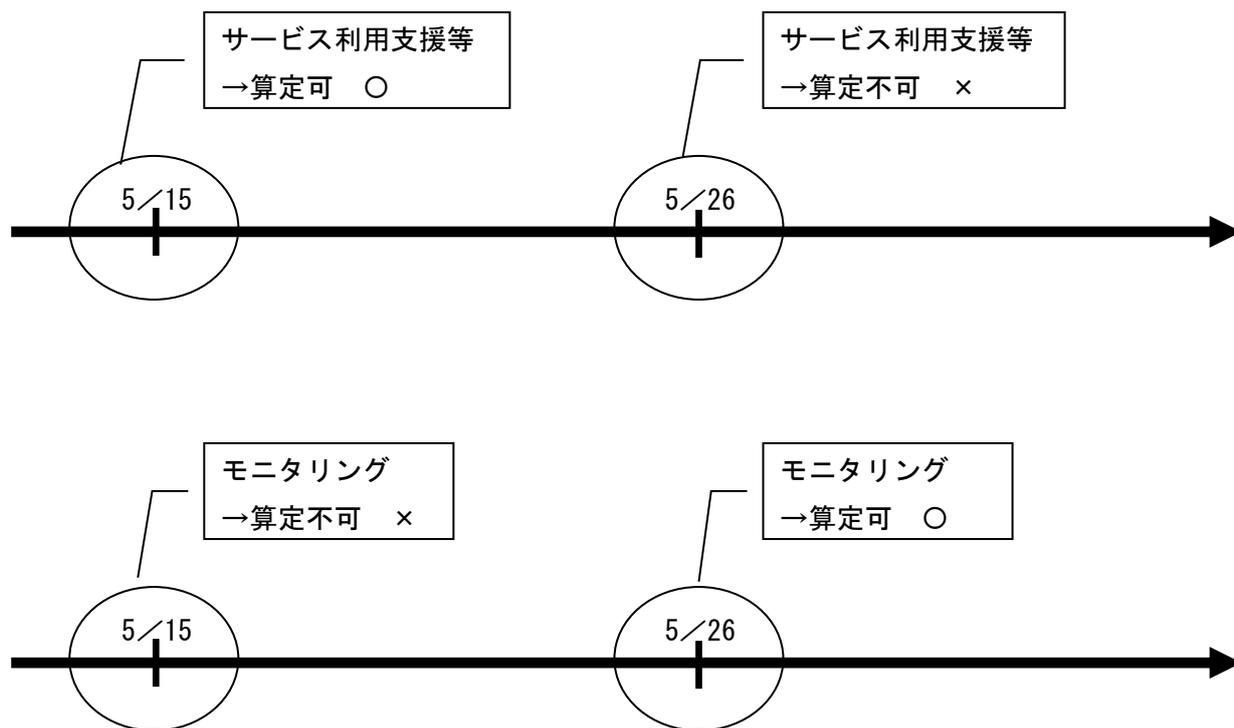
継続サービス等利用支援及び継続障害児支援利用援助については、モニタリングの結果、計画を変更する場合、指定基準上はサービス担当者会議前に利用者等による計画案の同意及び利用者等に対する計画案の交付は実施する必要がなく、又、報酬告示上も利用者等に対して計画案の同意及び交付を実施していなくても、継続サービス等利用支援費及び継続障害児支援援助費を算定することができる。

但し、モニタリングの結果、サービスの変更が必要となり、変更の手続きを経て、サービス等利用支援費及び障害児支援利用援助を算定する場合は、報酬告示上では、計画案の同意及び交付を実施していないと算定出来ないため、計画案の同意及び交付については実施すること

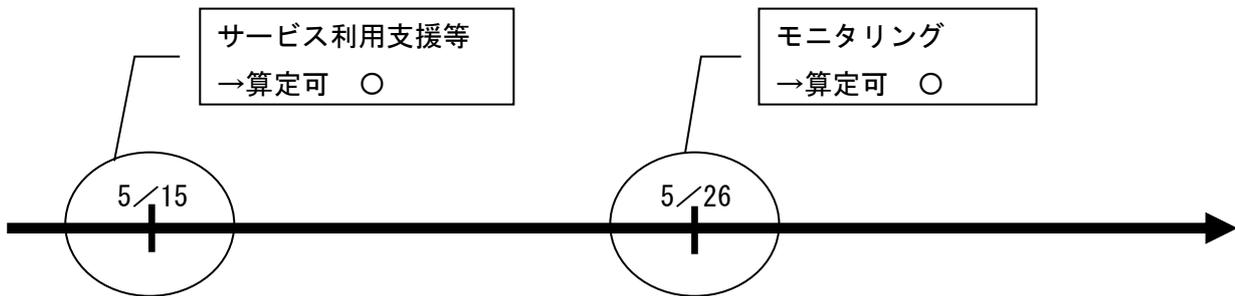
## (2) 報酬の請求

### (ア) 報酬算定上の基本的なルール

- ① 計画相談支援費及び障害児相談支援費については、月単位での算定となっているため、同一の月に複数回の同じ種類サービス（サービス利用支援等、継続利用サービス利用支援等）を提供しても1回しか算定出来ない。

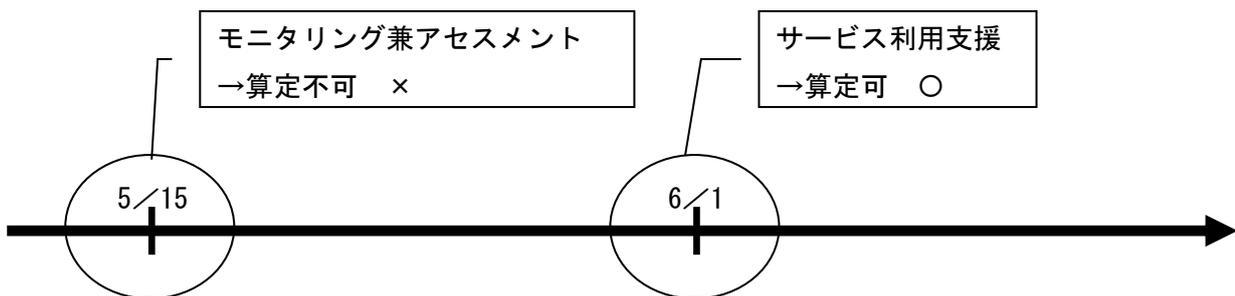
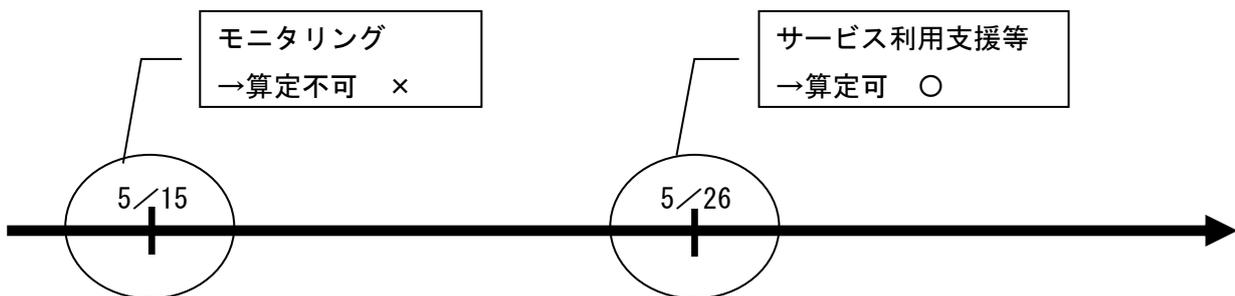


- ② 同一の月にサービス利用支援等を提供した後、継続サービス利用支援等を提供した場合は、サービス利用支援費等、継続サービス利用支援費等の両方を算定できる。



- ③ 同一の月に継続サービス利用支援等を実施した後、サービス利用支援等を提供した場合は、サービス利用支援費等のみ算定できる。

但し、継続サービス利用支援等を行った結果、計画を作成するという一連の流れでサービス利用支援等を実施した場合は、月をまたいだ場合でも同様とする。  
(計画の更新)



(イ) 18歳到達時

- ① 以前から障害児通所給付費の支給決定を受けている場合  
⇒ 障害児通所給付費の支給決定期間中は、指定特定障害児相談支援事業者が障害児相談支援給付費を算定
  
- ② 障害児通所給付費の支給決定を受けていない場合  
⇒ 指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定

※ 報酬告示第128別表1注4要約

指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合は、サービス利用支援費の所定単位数を算定しない。

※ 報酬告示第128留意事項通知第四の1の(3)

指定特定相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しない。

(ウ) 65歳到達切替

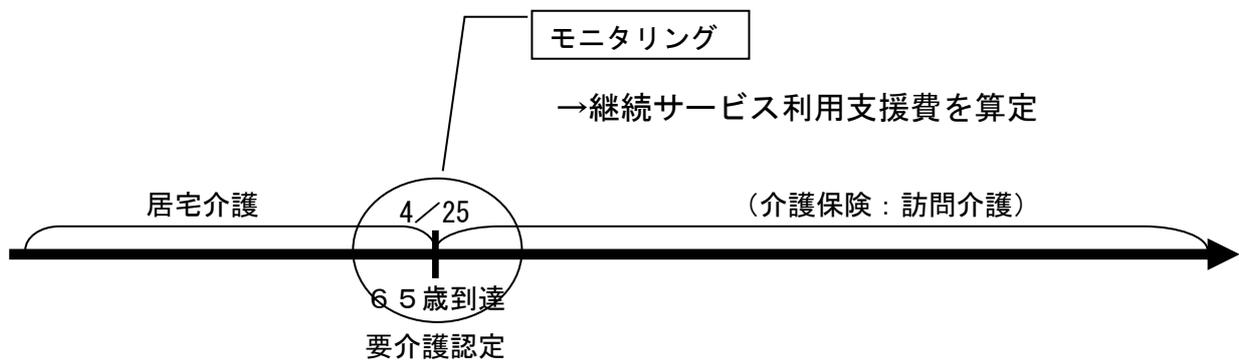
① サービスの支給決定期間

居宅介護や生活介護など、介護保険制度に同様のサービスが規定されている障害福祉サービスの支給決定期間は65歳の誕生日の前日までとなっている。

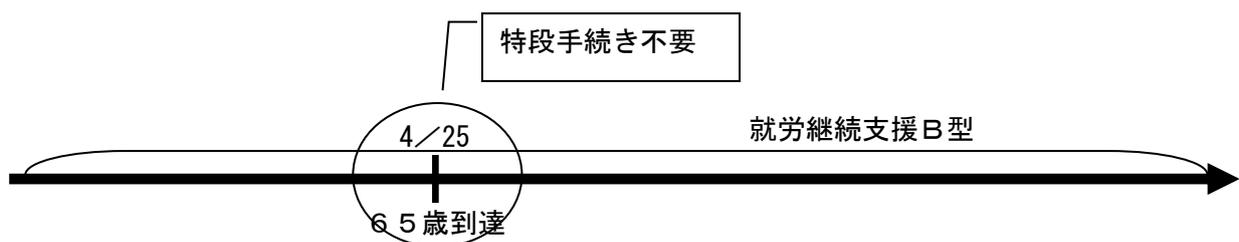
そのため、久留米市も運用上、上記のようなサービス利用者については、全てのサービスの支給決定期間を65歳前日で切っている（施設やGH入居者は除く）。

介護認定が65歳の誕生日までに間に合わない等の理由で、障害福祉サービスの利用ができなくなると著しく生活が困難な場合は、介護保険制度が利用できるまでの間、障害にて介護給付費の支給申請をすることができる。

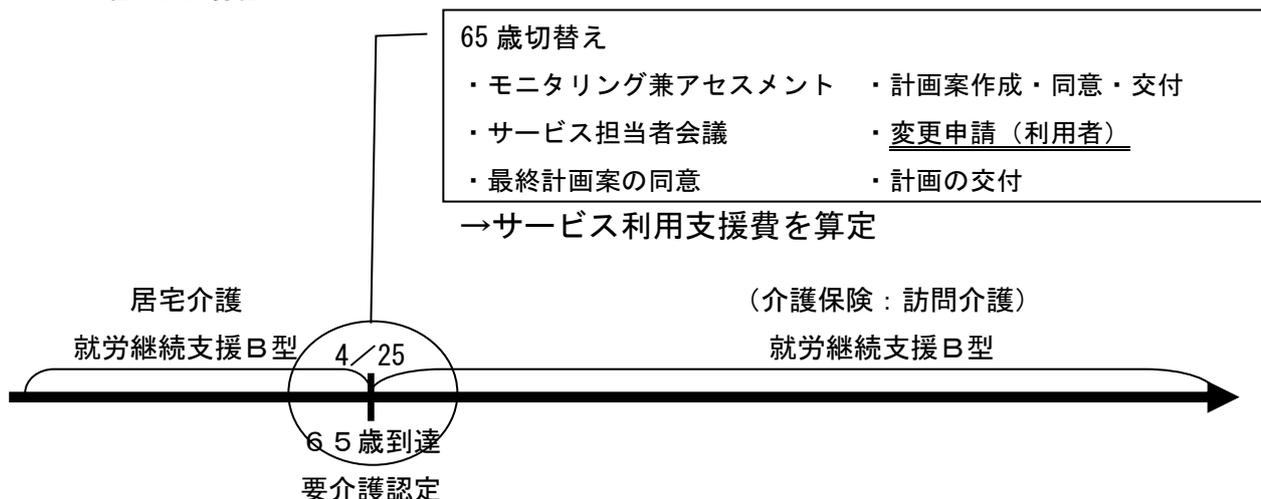
例1：4月25日に65歳になる人が障害福祉サービスを介護保険サービスに完全に切り替える場合



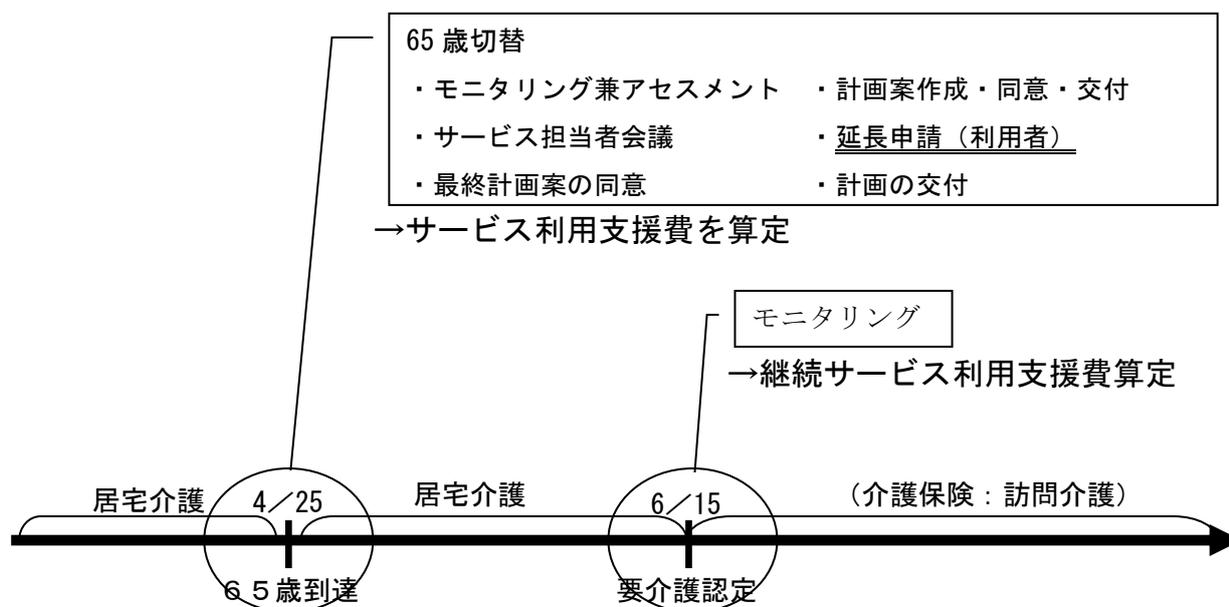
例2：4月25日に65歳になる人が、介護保険サービスを利用せず継続して障害福祉サービスを利用する場合（介護保険対象外サービスを継続する場合等）



例3：4月25日に65歳になる人が障害福祉サービスの一部を介護保険サービスに切り替える場合



例4：4月25日に65歳になる者の要介護認定が6月にしか認定されない場合



② 介護保険サービスと障害福祉サービスの併用

a 相談支援専門員とケアマネージャーを兼務する者が、利用者に対して、指定計画相談支援及び指定居宅介護支援又は指定予防居宅介護を提供する場合、利用者の要介護認定に応じてサービス利用支援費が減算される。

また、障害福祉サービス等の申請が却下された場合、サービス等利用支援費は算定出来ない。

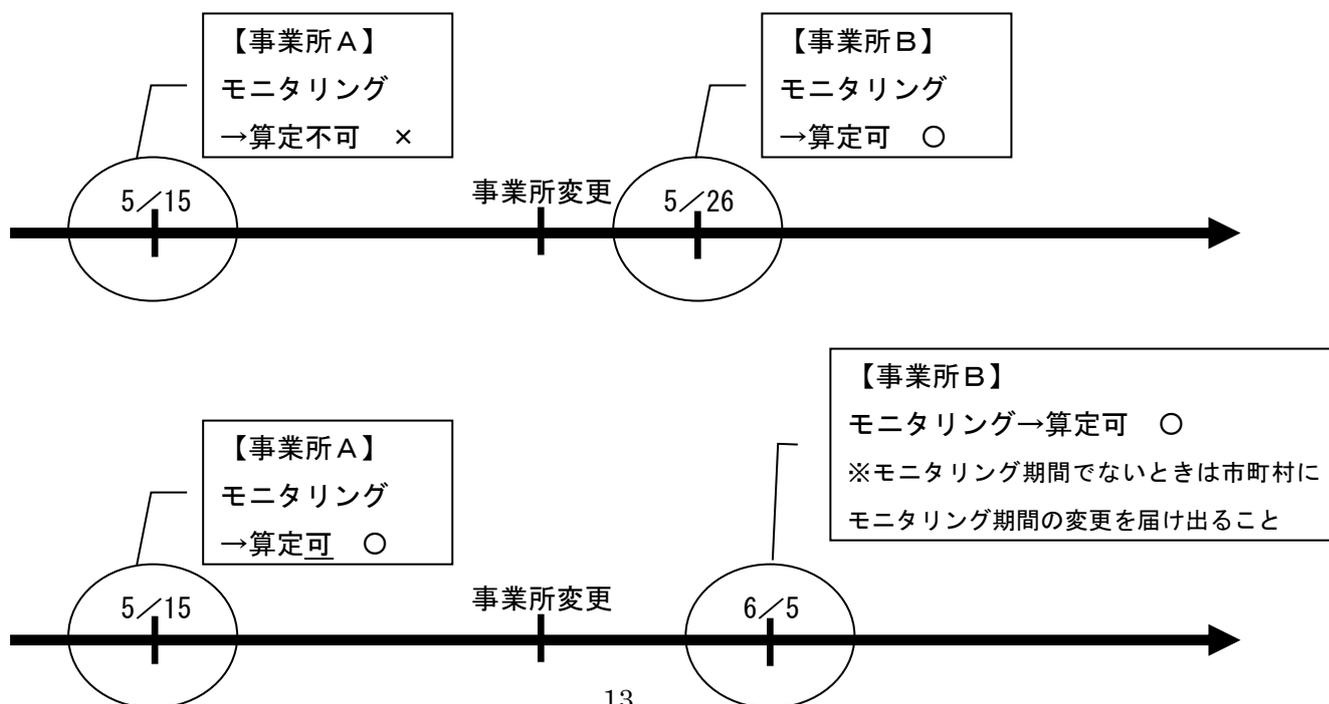
・ 要支援 1 又は要支援 2	継続サービス利用支援費 (I)	20 単位減算
・ 要介護 1 又は要介護 2	サービス利用支援費 (I)	582 単位減算
	継続サービス利用支援費 (I)	633 単位減算
・ 要介護 3 から要介護 5 まで	サービス利用支援費 (I)	894 単位減算
	サービス利用支援費 (II)	54 単位減算
	継続サービス利用支援費 (I)	945 単位減算
	継続サービス利用支援費 (II)	243 単位減算

b 相談支援員とケアマネージャーが別人で、それぞれサービス等利用計画及びケアプランを作成した場合、減算規定はないが、相互の連携をとる必要がある。

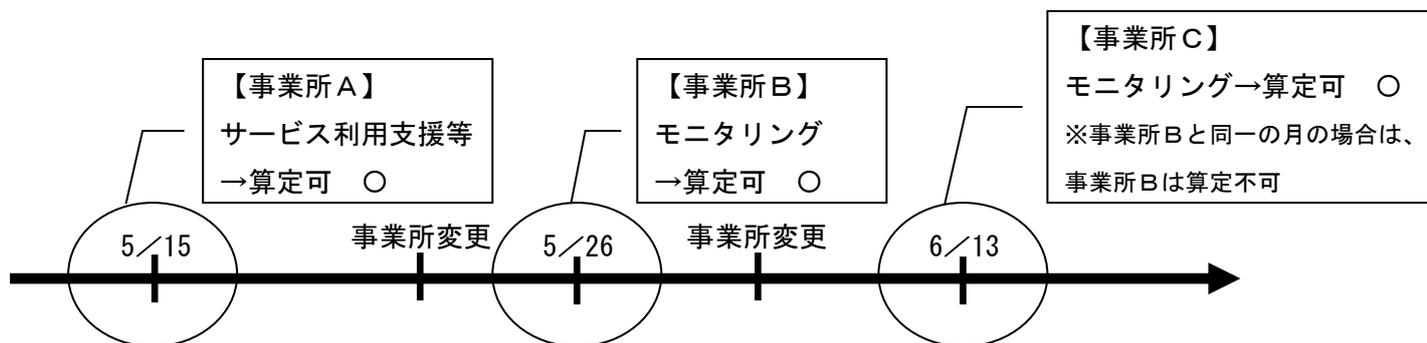
(エ) 事業所の変更

(2) (ア) 「報酬算定上の基本的なルール」は、事業所を変更しても変わらない。但し、転居等に伴い、給付市町村が変更する場合はその限りではない。

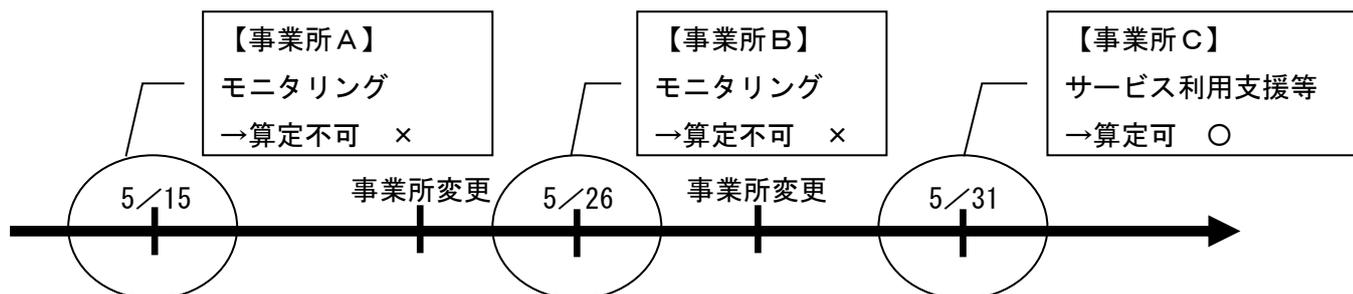
① 事業所がモニタリングを実施した後、事業所を変更し、モニタリングを実施した場合



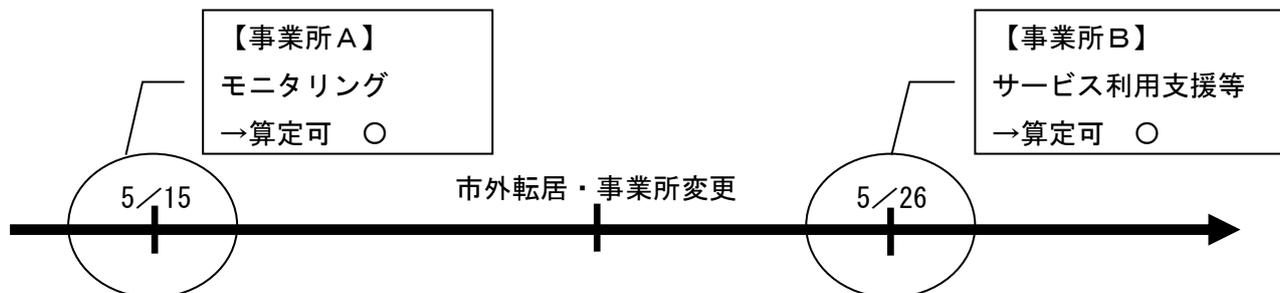
- ① 事業所がサービス利用支援等を実施した後、事業所を変更し、モニタリングを実施した場合



- ③ 事業所がモニタリングを実施した後、事業所を変更し、サービス利用支援等を実施した場合



- ④ 事業所がモニタリングを実施した後、市外転居に伴い、給付市町村及び事業所が変更になり、変更後の事業所がサービス利用支援等を実施した場合



【参考】 計画運用の基本的な流れ（久留米市の場合）

